

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 〇救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二四
- 〇大規模小売店舗立地法附則第五條第一項の規定により変更の届出があった件 二四
- 〇大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件二件 二五
- 〇潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 二五
- 〇農地法第四十一條第二項において準用する同法第三十九條第一項の規定により裁定をした件 二六
- 〇林業種苗法により生産事業者の登録をした件 二六
- 〇林業種苗法により生産事業者の登録が失効した件 二六
- 〇保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二六
- 〇電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 二七
- 公 告
- 〇土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二七
- 〇肥料の検査の結果の概要を公表する件 二七
- 〇一般競争入札を行う件 二八
- 福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長
- 〇一般競争入札を行う件二件 三〇
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会
- 〇選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三六
- 福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会
- 〇いかつり漁業について指示する件 三六

## 告 示

福島県告示第百六十三号  
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條第一項の規定により、次の病院を令和五年三月六日救急病院として認定した。  
 令和五年三月十日

名称 福島県知事 内堀 雅雄  
 所在地 認定有効期限  
 一般財団法人脳神経疾患研究 福島市荒井北三丁目一―一三 令和八年三月五日  
 所附属南東北福島病院 (地域医療課)

### 福島県告示第百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六條第三項において準用する同法第五條第二項に規定する添付書類を令和五年三月十日から同年七月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
 令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 みやぎ生活協同組合ふくしま梁川店 福島県伊達市梁川町御八郎一三番一  
 変更しようとする事項
- 二 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) 午前十時から午後九時まで  
 (変更後) 午前九時から午後九時まで  
 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分まで  
 (変更後) 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 三 変更しようとする年月日  
 令和五年二月二十八日
- 四 届出年月日  
 令和五年二月二十七日
- 五 届出をした者  
 みやぎ生活協同組合

(商業まちづくり課)

福島県告示第百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年三月十日から同年七月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
令和五年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル浜田店 福島県福島市浜田町六二番一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ヨークベニマル浜田店

（変更後）ヨークベニマル浜田店

福島県福島市浜田町六二番一ほか

三 変更した年月日

令和四年十一月十一日

届出年月日

令和五年二月二十七日

届出をした者

株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

福島県告示第百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年三月十日から同年七月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。  
令和五年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン桑野 福島県郡山市桑野四丁目三番四ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ヨークタウン桑野

福島県郡山市桑野四丁目三番四ほか

（変更後）ヨークタウン桑野

福島県郡山市桑野四丁目三番四ほか

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四二号

（変更後）株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四二号

株式会社良品計画

代表取締役社長 堂前 宣夫

東京都豊島区東池袋四丁目二六番三号

三 変更した年月日

令和五年一月二十七日

届出年月日

令和五年二月二十七日

届出をした者

有限会社かねと

（商業まちづくり課）

福島県告示第百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第四条第一項第十号に掲げる潜水器漁業につき、規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。  
令和五年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第一 制限措置

一 漁業種類

潜水器漁業

二 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

三十人

三 操業区域

漁業権者の同意のあった第一種共同漁業権漁場

四 漁業時期

(1) 規則第四十条第一項の表十一の項に規定するあわび、同表十三の項に規定するほっきがい及び同表十五の項に規定するうにを採捕する場合 同表中欄に規定す

る期間外であつて、漁業権者が同意した期間  
 (2) (1)に掲げる水産動物以外の水産動植物を採捕する場合 漁業権者が同意した期間

- 五 漁業を営む者の資格  
 福島県に住所を有する者
- 第二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 令和五年三月十日から同年四月十日日まで
- 第三 許可の有効期間  
 令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで

(水産課)

福島県告示第百六十八号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和四年十二月九日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から申請のあった利用権の設定に関して、令和五年二月二十八日次のとおり裁定した。  
 令和五年三月十日

- 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積  
 所在 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 会津若松市北会津町寺堀字弥六 地番 四番三 田 面積(平方メートル) 七六一
- 同 市北会津町寺堀字弥六 地番 五番一 田 面積 三六
- 同 市北会津町寺堀字弥六 地番 五番二 田 面積 四三
- 同 市北会津町寺堀字弥六 地番 一五番 田 面積 三、〇〇〇
- 同 市北会津町寺堀字弥六 地番 一六番 田 面積 三、〇三〇
- 二 利用権の内容 水田として利用
- 三 利用権の始期及び存続期間  
 始期 令和五年三月十七日  
 存続期間 五年
- 四 借賃に相当する補償金の額 三七三、八五〇円
- 五 補償金の支払の方法  
 当該農地を利用する権利の始期までに福島県地方務局若松支局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

福島県告示第百六十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、登録をした生産事業者は次のとおりである。  
 令和五年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

登録番号 福島県五八〇	生産事業者の氏名 又は名称及び住所 会津管財アグリ株式会社 大沼郡会津美里町 字本郷道上一番地	生産事業の内容 幼苗の育成、 幼苗以外の苗 木の育成	事業所の名称及び所在地 会津管財アグリ株式会社 大沼郡会津美里町 字本郷道上一番地	登録年月日 令和五年二月 一七日
----------------	---	-------------------------------------	--	------------------------

(森林整備課)

福島県告示第百七十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定により、登録が失効した生産事業者は次のとおりである。  
 令和五年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

登録番号 福島県五七六	生産事業者の氏名 又は名称及び住所 有限会社会津管財 大沼郡会津美里町 字荒井前一〇七番 地	生産事業の内容 幼苗の育成、 幼苗以外の苗 木の育成	事業所の名称及び所在地 有限会社会津管財 南会津郡南会津町 長野字加藤谷一八 七四番地二	失効年月日 令和五年二月 一五日
----------------	---	-------------------------------------	--	------------------------

(森林整備課)

福島県告示第百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
 令和五年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
 佐藤虎治 佐藤寅治 緒方安雄 草野節子 酒井勇勝
- 二 通知の内容の要旨



- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和五年農林水産省告示第百二十九号)によること。(森林保全課)

福島県告示第百七十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間
県道中野須賀川線	須賀川市牛袋町二二三番地先から同市五月雨二二五番一地先までの上り線 須賀川市牛袋町五番地先から同市五月雨二二三番一地先までの下り線

(道路計画課)

公 告

公告第四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

阿武隈川上流土地改良区

就任した役員

役別 氏名

理事 藤田 浩伸

住 所

石川郡石川町大字赤羽字新宿二一七番地

(農村計画課)

公告第四十八号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、令和四年七月から令和五年一月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和五年三月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

令和四年11月分  
(普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査 項目	保証票 の検査 その他 の検査	
炭酸カルシウム肥料	日東粉化工業株式会社	53.0炭酸カルシウム肥料	AL	-	-
炭酸カルシウム肥料	ロイヤルインダストリーズ株式会社	ピタカルシウム肥料	AL	-	-

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。  
TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、AL-アルカリ分  
令和4年9月分から令和5年1月分まで  
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果					備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)		TCaO (%)	C/N
堆肥	会津よつば農業協同組	初穀堆肥	0.6	0.1	0.3	-	-	-	50	19.9